



島根県報

平成28年 5月20日 (金)

第 2,802 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成28年度地方の臨時種畜検査の実施	(畜 産 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2

【公 告】

平成28年度危険物取扱者保安講習の実施	(消 防 総 務 課)	3
平成28年度調理師試験の実施	(健 康 推 進 課)	4
公共測量の実施	(技 術 管 理 課)	5

【公安告示】

交通誘導警備業務 1 級検定及び交通誘導警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	5
雑踏警備業務 1 級検定及び雑踏警備業務 2 級検定の実施	(")	7

【労委告示】

あっせん員候補者の告示		9
-------------	--	---

【正 誤】

平成28年 4月26日付け島根県報第2,796号中	(隠岐海区漁業調整委員会)	11
---------------------------	---------------	----

告 示

島根県告示第390号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成28年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成28年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成28年 5月21日から平成29年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年 5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

邑智郡瑞穂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地
須瀨 文徳 邑智郡邑南町三日市421番地 2
古川 周三 邑智郡邑南町原村105番地
伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2
竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

佐々木孝義 邑智郡邑南町市木817番地
實田 讓 邑智郡邑南町和田208番 1 地

2 就任年月日

平成28年 4月 6日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地
熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地

川北 正松 邑智郡邑南町久喜507番地 1

古川 周三 邑智郡邑南町原村105番地

伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2

竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

佐々木孝義 邑智郡邑南町市木817番地

實田 讓 邑智郡邑南町和田208番 1 地

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成28年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成28年 5 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成26年 4 月 1 日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

(1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9 時 00 分から 10 時 00 分まで（隠岐会場を除く。） 13 時 00 分から 14 時 00 分まで（隠岐会場に限る。）
危険物の火災予防に関する事項	10 時 00 分から 12 時 00 分まで（隠岐会場を除く。） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで（隠岐会場に限る。）

(2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	13 時 00 分から 14 時 00 分まで
危険物の火災予防に関する事項	14 時 00 分から 16 時 00 分まで

4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
6 月 15 日（水）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7 月 6 日（水）	松江市	プラバホール
7 月 14 日（木）	出雲市	出雲市民会館
8 月 25 日（木）	安来市	安来市学習訓練センター
9 月 7 日（水）	雲南市	アスパル
9 月 13 日（火）	益田市	ジャストホール
9 月 14 日（水）	浜田市	いわみーる

10月19日（水）	大田市	あすてらす
11月30日（水）	松江市	プラバホール

5 受講申請

(1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県防災部消防総務課

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

(3) 申請期間

6月1日から各講習実施日の10日前まで

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

6 問合せ先

〒690-0888 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階

島根県危険物保安協会連合会

電話 0852-22-7202

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成28年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成28年5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成28年9月7日（水）13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館

浜田市片庭町 島根県浜田合同庁舎

隠岐郡隠岐の島町 島根県隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者及び調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設（継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。）又は営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）において、2年以上調理の業務に従事した者

5 受験手続及び提出書類

(1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る

郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、450円（簡易書留料金を含む。）分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（県外に住所を有する者にあつては、島根県健康福祉部健康推進課）に提出すること。

ア 調理師試験願書

イ 調理業務従事証明書

ウ 学歴証明書

エ 戸籍抄本（学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合）

(3) 受験手数料

6,100円（島根県収入証紙で納入すること。）

(4) 受験願書等の提出期間

平成28年6月23日（木）から同年7月8日（金）まで（郵送の場合は、平成28年7月8日（金）までの消印のあるものに限る。）

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成28年7月25日（月）頃に送付する。

7 合格者の発表

平成28年10月20日（木）午前10時に、合格者の受験番号を県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともに、島根県のホームページに掲載する。また、同日以後に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。

なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛先明記の返信用封筒を同封すること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年5月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業期間

平成28年5月9日から同年8月31日まで

3 作業地域

雲南市三刀屋町から雲南市木次町まで

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第54号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告

示する。

平成28年 5月20日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	平成28年 8月31日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成28年10月19日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	平成28年 8月31日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成28年10月 5 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 交通誘導警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車両等の誘導に関すること。 ○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成28年 7月11日（月）から同月15日（金）までの午前 8時30分から午後 5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 交通誘導警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のアに該当するものにあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4 の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4 の(1)のイに該当するものにあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第55号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により告示する。

平成28年 5月20日

島根県公安委員会委員長 服 部 京 子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務 1 級	学科試験	平成28年 8月31日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成28年10月26日 (水) 午前 8 時30分から午後 5 時まで	
雑踏警備業務 2 級	学科試験	平成28年 8月31日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成28年10月12日 (水) 午前 8 時30分から午後 5 時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 雑踏警備業務の管理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雑踏の整理に関すること。 ○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成28年7月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成28年5月20日

島根県労働委員会会長 吾 郷 計 宜

氏名	現職	経歴	委嘱年

吾郷 計宜	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成5、17、18年度島根県弁護士会会長 第41～44期島根県労働委員会委員	平成20年
射場かよ子	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成26年度島根県弁護士会会長	平成27年
岸田 和俊	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成18～19年度島根県弁護士会副会長 平成19～25年年金記録確認島根地方第三者委員会委員長	平成27年
尺田 祥三	第45期島根県労働委員会委員	山陰中央新報社論説委員長 島根県社会福祉協議会理事 第44期島根県労働委員会委員	平成25年
水野 彰子	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成20、24年度島根県弁護士会会長 第44期島根県労働委員会委員	平成25年
小松原直樹	第45期島根県労働委員会委員 日立金属労働組合安来支部支部長 安来市労働組合協議会議長	日立金属労働組合安来支部書記長	平成27年
近藤 勝	第45期島根県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合島根県本部特別執行委員	全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長 中国労働金庫監事 第43～44期島根県労働委員会委員	平成23年
斉藤 直子	第45期島根県労働委員会委員 U Aゼンセン島根県支部支部長	U Aゼンセン広島県支部次長	平成27年
仲田 敏幸	第45期島根県労働委員会委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長	山陰電力関連産業労働組合総連合会会長 中国電力労働組合山陰統括本部本部長 第43～44期島根県労働委員会委員	平成23年
細木 芳治	第45期島根県労働委員会委員 J A M山陰執行委員長	J U K I 松江労働組合執行委員長	平成27年
伊中 和子	第45期島根県労働委員会委員 輝陽礦業有限会社代表取締役社長	島根県地方労働審議会委員	平成27年
江田 小鷹	第45期島根県労働委員会委員 三和興業株式会社取締役会長 出雲商工会議所名誉会頭	出雲商工会議所会頭 第37～44期島根県労働委員会委員	平成11年
杉谷 雅祥	第45期島根県労働委員会委員 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会会長	島根県中小企業団体中央会副会長 一般社団法人島根県法人会連合会会長 第38～44期島根県労働委員会委員	平成13年
室崎 富恵	第45期島根県労働委員会委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事長 島根県知的障害者福祉協会会長	島根県公安委員長 第44期島根県労働委員会委員	平成25年
森脇 建二	第45期島根県労働委員会委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事	ごうぎんキャピタル株式会社取締役業務部長 第43～44期島根県労働委員会委員	平成23年
道前 緑	島根県労働委員会事務局長	島根県監査委員事務局監査第一課長	平成27年
斎藤 裕幸	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県総務部総務課管理監	平成27年

正 誤

平成28年4月26日付け島根県報第2,796号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	隠岐海区漁業調整委員会指示第28-1号中	葛 西 清 秀	葛 西 清 秀
6	隠岐海区漁業調整委員会指示第28-2号中	葛 西 清 秀	葛 西 清 秀